公　告

諸　事　項

破産手続廃止

平成２９年（フ）第６６２８号
神奈川県川崎市多摩区枡形４丁目１－13－409
破産者　長谷山　武
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８８７号
東京都豊島区東池袋２丁目60－２－1001
破産者　中村　浩樹
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９９６号
東京都江戸川区西小岩１丁目26－５－402
破産者　三代瀬裕建
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０１９号
東京都新宿区新宿５丁目11番18号103
破産者　株式会社ショーテック
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２７０号
東京都小平市大沼町５丁目11－27－201、住民票上の住所東京都武蔵村山市大南１丁目113－15
破産者　荒川　有紀
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７５号
東京都大田区大森北６丁目１－11－701
破産者　熊木　純江
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５２４号
東京都練馬区春日町４丁目18－４－311
破産者　小椋　正子
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５２５号
東京都練馬区春日町４丁目18－４－311
破産者　藤崎　亜子
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５７８号
東京都千代田区神田北乗物町１番地
破産者　株式会社福島ネジ
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５７９号
埼玉県戸田市氷川町３丁目10－４－101
破産者　挽地　一浩
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６７５号
東京都江東区南砂１丁目18－１－611
破産者　池田　千景（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３３９号
東京都杉並区上井草２丁目37－11
破産者　百瀬　峰子
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３５９号
東京都港区芝５－27－３－Ａ－12
破産者　ダボムソフトジャパン株式会社
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４１２号
東京都東村山市萩山町２丁目16－17－101
破産者　安田　　茂
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４９８号
東京都足立区西新井２丁目25－13　大師グリーンプラザＡ５
破産者　株式会社ＥＮＢＲＯＳ
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４９９号
東京都足立区西新井２丁目25－13　大師グリーンプラザＡ－５
破産者　渡辺　洋一
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５１８号
東京都新宿区市谷薬王寺町61番地　イヌイハイム市谷404
破産者　オスカロダ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３３号
神奈川県川崎市川崎区池田１丁目３－22－402、開始決定時の住所東京都足立区竹の塚１丁目40－15　庄栄ビル５Ｆ
破産者　高橋　教悟
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３８号
東京都港区三田３丁目３－２－402
破産者　松田　利之
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５４５号
東京都港区三田３丁目２番１号
破産者　株式会社美の蔵
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５４６号
神奈川県川崎市高津区坂戸１丁目13－15－301
破産者　多田　弘行
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部